

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車の事故による示談書の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月13日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車の事故による示談の締結について

- 1 事故発生日時 平成30年1月30日（火）午後2時20分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市深谷4120番地先
- 3 相手方 (住所) かすみがうら市深谷3384番地1
(氏名) 公益社団法人 かすみがうら市シルバー人材センター 理事長 安田 和夫
- 4 事故の概要 市道走行中に日陰で凍結していた箇所でスリップし、センターラインを越え対向車線走行中の相手方と衝突した。
- 5 損害賠償の額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 642,000円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしてしない。